

議員派遣の件

令和6年12月12日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 墨田区議会議員との意見交換会

- (1) 目 的 : 墨田区議会議員との意見交換会
- (2) 期 日 : 令和6年12月16日
- (3) 場 所 : 四万十町
- (4) 派遣議員 : 全議員

2 令和7年四万十町二十歳の集い

- (1) 目 的 : 四万十町二十歳の集い
- (2) 期 日 : 令和7年1月2日
- (3) 場 所 : 四万十町
- (4) 派遣議員 : 全議員